

令和7年第2回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年2月6日(木) 13時27分から14時14分

2. 開催場所 香美市中央公民館2階会議室

3. 出席委員 (16名)

会長

会長職務代理 3番 小松 和啓 2番 山崎 彰

委員 1番 山内 茂 4番 藤原 新市 5番 堤 昭雄

6番 竹村 純吉 7番 三谷 富重 8番 西村 広幸

9番 三木 克司 11番 竹平 豊久 13番 森田 良彦

14番 上島 陽子 15番 五百蔵 純太 16番 門脇 義人

17番 岡田 修一 18番 宗石 大輔

4. 欠席委員 (3名)

10番 岡本 博臣 12番 西岡 久 19番 原 心一

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号 非農地証明願いについて

第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について

第5号 農地法第5条の規定による届出について

第6号 香美市農用地利用集積計画について(諮問)

第7号 香美市農業振興地域整備計画の変更について(諮問)

第8号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 和田 雅充

事務局次長 岡村 昭彦

事務局主幹 高月 陽生

農地班長 恒石 政志

農地係長 沖 好子

7. 会議の概要

事務局

開会(14時56分)

それでは、ただ今から令和7年第2回の農業委員会総会を開催致します。
香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。となっておりますので、議長を会長にお願いするところですが、本日会長が欠席となっておりますので、会長代理の小松和啓委員に議長をお願い致します。

議長代理

皆さん、こんにちは。今朝本当朝起きて美良布の前山を見たところ真っ白になっちゃって、久しぶりに本当山が真っ白になっておりました。香北町の人口橋川野の温度計を今朝7時過ぎに見た時にはマイナス4度、さっき来る

とき見た時にプラスの5度というような状態です。立春も過ぎましたけど、今季で一番寒い時期にお集まりいただきましてほんとうにありがとうございます。また国道の32号線とか土讃線とか通行止め、あるいは運休になっておるようですが、まあまだ明日からまた寒い周りが来るようですので、皆さん、体に健康に気をつけて過ごしていただきたいと思います。

それでは順次開催していきたいと思います。

それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明を事務局の方からお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。案件は5件となっています。事前にお配りをしている調査書と写真資料との確認の上、ご審議の程をよろしくをお願いします。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町佐野の農地で面積239㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は1です。

2番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町五百蔵の農地5筆で合計面積2,097㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は2です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町西川の農地4筆で合計面積4,398㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は3です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町美良布の農地で、面積は62㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は4です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町美良布の農地で、面積は608㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は5です。

以上です。

議長代理

はい、すいません、ちょっと最初に報告せんといかんことがありまして、本日の欠席者、原の会長、それから西岡委員、岡本委員、それから推進委員で宮地推進委員さんが欠席となっております。それから議事録署名人ですが、今日は岡田委員さん、そして宗石委員さんをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

以上、説明が終わりましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思います。何か質問ございませんでしょうか。ある方は挙手をしてお願いします。何かございませんか。格段段無いようですが。

-----質 疑 な し -----

議長代理

別に無いですかね。無ければ採決に入りますが、ご異議ございませんか。

-----異 議 な し -----

議長代理

それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

-----全 員 挙 手 -----

議長代理

はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は使用貸借権、申請地は土佐山田町植字ウツノ132番7、地目は田、面積は272㎡、外1筆、計2筆で合計面積280.38㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は自己用住宅、転用事由は議案書のとおり。

資料は6、農地区分は1種農地、調査員は堤委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。

続いて2番、権利の種類は使用貸借権、申請地は香北町太郎丸字ニバ地51番、地目は田、面積は727㎡の内359.10㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は来客用駐車場、転用事由は議案書のとおり。資料は7、農地区分は1種農地、調査員は小松委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。以上です。

議 長 代 理

はい、以上説明が終わりましたので、補足説明を堤委員と私の方からさせていただきます。まず最初に堤委員さんの方からお願いしたいですけど。

委員（5番）

資料6をご覧ください。場所はですね、植・楠目線の植の大日寺から東へ50m位行ったら北へ30m位行ったらところが現地です。ここは[REDACTED]のところなんです、農家の分家住宅ということで息子さんがここへ家を建てるということです。隣接する農地はもう全て宮地委員の持ち物ということで問題は無いと思います。以上です。

議 長 代 理

はい、有難うございました。そしたら自分の方から説明させてもらいます。資料、図面の方、資料7-1・2番ですけど、ちょっと場所が分かりにくいので、資料の23-1を見て下さい。資料23-1に場所が載っておりますが、コーポ太郎丸国道195号線の今塗り直しをやっておりますけど、コーポ太郎丸っていうのがあります。その北側にラフディップという表示がありますが、そこです、場所は。そしたら資料7の方へかえていただいて、ここ今から10年位前に写真スタジオとそれから喫茶店っていうことで出来ております。まあその当時ちょっと日照点で問題がちょっとありましたけど、もう10年位になると思いますけど。そこへ最近ネットの普及って言いますか、カフェの方で氷、氷が大変評判が良くてお客さんがかなり増えてます、最近。まあ真冬にはおらんですけど、その他の時季にはかなり車が停まっております。そこの駐車場を広めたいということで隣に自分の土地がありますのでそこを碎石を入れて車10台位停めれる場所を作りたいということのようです。今現在建物の周りには10台位は停めれると思いますけど、新たに10台位のスペースが欲しいということです。周りの方の承諾も得ておりますし、別に問題無いと思います。以上です。

はい、有難うございました。それでは議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請ですが、何かご質問はございませんか。

ございませんかね。

———質 疑 な し———

議 長 代 理

格段無いようですので採決に入りたいと思います。

はい、それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手———

議 長 代 理

はい、有難うございました。全員賛成っていうことです。

続きまして議案第3号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事 務 局

議案第3号 非農地証明願いについて説明致します。

1 番、申請地は土佐山田町楠目字立石 2037 番 1、地目は畑、面積は 383 ㎡、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。
調査員は堤委員で資料は 8 です。以上です。

議 長 代 理 はい、それでは補足説明を次お願いします。

委員（5 番） すいません、資料 8 をご覧下さい。場所はかがみの育成園の正面入口の道を隔てた反対側になっております。ここは昭和 40 年ということで、ここ前の道が坂で旧道です。前の道のところに家が建っております。もう 60 年経っております。周りの農地もちょうと放棄地のようになっておりますんで、問題無いと思います。以上です。

議 長 代 理 はい、有難うございました。それでは議案第 3 号につきまして 質疑を行いたいと思いますが、何か質問はございませんでしょうか。

——質 疑 な し ——

議 長 代 理 格段無いようですので採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

——異 議 な し ——

議 長 代 理 はい、それでは、議案第 3 号非農地証明願いについてですが、賛成の方の挙手をお願いします。

——全 員 挙 手——

議 長 代 理 はい、有難うございました。全員賛成ということで。
それでは続きまして議案第 4 号農地法第 18 条第 6 項の解約通知報告についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項解約通知報告についてです。
報告案件は 5 件となっておりますのでよろしく願いいたします。
1 番、申請地は土佐山田町下ノ村の農地で面積 4,009 ㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。
2 番、申請地は土佐山田町植の農地 2 筆で合計面積 3,235 ㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。
3 番、申請地は香北町五百蔵の農地 3 筆で合計面積 1,679 ㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。
4 番、申請地は香北町韭生野の農地で面積 1,115 ㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。
5 番、申請地は香北町韭生野の農地で面積 1,103 ㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。以上です。

議 長 代 理 はい、有難うございました。議案第 4 号の農地法第 18 条第 6 項の解約通知報告についての説明がありました。何かご質問はございませんでしょうか。ございませんかね。

——質 疑 な し ——

議 長 代 理 格段無いようですので、報告のみとさせていただきます。
それでは続きまして議案第 5 号農地法第 5 条の規定による届出についての報告につきまして説明をお願いします。

事務局

報告第5号 農地法第5条届出報告についてです。

報告案件は1件となっていますのでよろしくお願いいたします。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字宗日殿丸の農地で、面積は381㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は9です。以上です。

議長代理

議案第5号の農地法第5条の規定による届出についての説明がありました。何か質問があれば受けたいと思います。ないですかね。

———質 疑 な し ———

議長代理

無いようですので報告のみとさせていただきます。

それでは続きまして議案第6号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、説明をお願いします。

事務局

議案第6号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

まずは、農業公社による中間管理事業になります。

1番、土佐山田町松本・神通寺の農地3筆、合計4,131㎡を[]の[]さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、[]が借り受け、水稲を栽培します。資料は10です。

2番、土佐山田町岩次の農地9筆、合計7,600㎡を[]の[]さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、[]の[]さんが借り受け、水稲を栽培します。資料は11です。

3番、香北町下野尻の農地、1,618㎡を[]の[]さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、[]の[]が借り受け、露地野菜を栽培します。資料は12です。

続いて、通常の貸借権になります。

4番、土佐山田町久次の農地、3,807㎡を[]の[]が借り受け、水稲を栽培します。資料は13です。

5番、土佐山田町須江の農地、3,841㎡を[]の[]さんが借り受け、生姜を栽培します。資料は14です。

6番、土佐山田町神通寺の農地2筆、合計1,609㎡を[]の[]さんが借り受け、水稲を栽培します。資料は15です。

7番、土佐山田町本村の農地3筆、合計5,288㎡を[]の[]さんが借り受け、水稲を栽培します。資料は16です。

8番、土佐山田町松本の農地8筆、合計7,462㎡を[]の[]さんが借り受け、水稲を栽培します。資料は17です。

9番、土佐山田町影山の農地3筆、合計3,342㎡を[]の[]さんが借り受け、水稲を栽培します。資料は18です。

10番、土佐山田町新改の農地2筆、合計386.78㎡を[]の[]が借り受け、果樹を栽培します。資料は19です。

11番、土佐山田町神通寺の農地9筆、合計4,694㎡を[]の[]さんが借り受け、水稲を栽培します。資料は20です。

12番、土佐山田町入野の農地2筆、合計3,237㎡を[]の[]さんが借り受け、牧草を栽培します。資料は21です。以上です。

議長代理

はい、以上説明が終わりました。今回関係する[]が出席をしますけど、一旦すいませんが、先にこの件を済ましたいと思いますので退席をお願い

したいと思います。

————— 委員退席 —————

議 長 代 理 それでは申請番号 11 番の貸手人が■■■■さん、借り手が■■■■の案件について質疑を行いたいと思います。何か質問はございませんでしょうか。ございませんか。

————— 質 疑 な し —————

議 長 代 理 格段無いようですので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

————— 全 員 挙 手 —————

議 長 代 理 はい、有難うございます。全員賛成ということで。■■■■そしたら入って下さい。

————— 委員入席 —————

議 長 代 理 全員賛同をいただきましたので有効に活用して下さい。
それではその他の件について、すべての件について質疑を行いたいと思います。何か質問はございませんでしょうか。

————— 質 疑 な し —————

議 長 代 理 格段無いようですので、議案第 6 号について採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

————— 異 議 な し —————

議 長 代 理 それでは議案第 6 号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります。が、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

————— 全 員 挙 手 —————

議 長 代 理 はい、全員賛成ということで有難うございます。
それでは引き続きまして議案第 7 号の香美市農業振興地域整備計画の変更についての諮問ですが、説明をお願いします。

事 務 局 香美市農業振興地域整備計画の変更についてご説明させていただきます。今回件数は 3 件ございまして、全て軽微な変更となっております。それでは、1 つずつ説明をさせていただきます。

まず 1 番の農用地、こちらは物部町山崎字シヲ 983 の農地です。こちらは、594 ㎡のうち 114 ㎡を農業用倉庫兼車庫に用途変更するものです。写真のとおり、既に農業用倉庫兼車庫が設置済みとなっております。

続きまして 2 番の農用地、こちらは香北町太郎丸 573-1 及び 574-1 の農地です。573-1 については 214 ㎡のうち 59 ㎡、574-1 については 307 ㎡のうち 137 ㎡の計 196 ㎡を農業用倉庫に用途変更するものです。現在設置しております農業用施設の老朽化に伴いまして、本農用地への新設を要望するものです。

最後に 3 番の農用地は、香北町永野字長岡 588-3 の農地です。こちらは、2,844 ㎡の農地の内 3.8 ㎡に農業用機械を設置するものです。具体的にはローリータ

ンク及びエンジンポンプの設置を予定しております。説明は以上です。

議 長 代 理 はい、有難うございました。軽微な農業倉庫ということですけど、これ畑も農地も含めて2畝掛けでしたかね。上限は、面積は。

事 務 局 200 m²。

議 長 代 理 やっぱり2畝ですね。それは畑も農地も一緒です。2畝まででは軽微な変更の届出でいくということです。よろしくお願いします。
以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います。質問のある方おられませんでしょうか。おられませんか。

———質 疑 な し ———

議 長 代 理 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手———

議 長 代 理 はい、全員賛成ということで有難うございます。
続きまして議案第8号その他の件につきましてですが、事務局より何かありますか。

事 務 局 事務局から利用権設定のことが、今度広報に載せておりまして皆さんなかなか混乱されてお困りのことやと思います。今日ですね、ようやく高知県の農業公社の方にも来ていただいて初めて具体的な説明を今日受けました。今回国からこの制度変更がきまして、もっと早うにですね、農業者の皆様にもっと早うにお知らせしたいと思いつたところなんです、なかなか具体的な事務の県がやるのか、うちがやるのかも含めてですね、なかなか協議が整わず大変遅くなってしまいました。制度的にはかなりややこしい手続きとはなってきます。今日も話の題に上がっていましたが、中間管理機構が間に入って利用権設定に変わる利用権の契約を結んでいくわけなんです、ええと思うて進めよった県もなかなかその両者の間の不備事項っていうかそういうものがある場合になかなか前へ進まんというケースもまれにあるらしゅうでですね、そこでトラブルになったりというようなところもございまして、なかなか今度その新しゅうに結びたいと思うてもすぐには、今まで見たいに名前と判子を押したら出したらすぐ済むっていうものじゃなくて一旦いろんなところへ、県の中間管理機構へ回ってからになりますので、非常に時間がかかるようなものになっております。今日話がありましたけれどもまだ両者ともに実務が県もうちも両方ともまだ十分どうということが想定されるかっていうところを見てマニュアル作っただんですけど、まだ妙にここでは足りんのではないらうかっていうような話もございまして、とりあえず、見切り発車で4月1日からこういうことスタートしてゆくということになりそうです。利用権設定につきまして今、みんなあれやったら長う伸ばしたいにという人もおると思います。利用権設定は3月31日までに変わった者についてはそのまままだ有効で4月1日以降の終了期間になってもまだいけます。それから今結んでるやつ、結んでるやつにつきましてもとりあえず、救済処置としまして今回に限りですね、合意解約が無くても例えば5年に延長したいとかいう場合は変更で受け付けるということにとりあえずしたいと思います。あまりにもちょっと時間がなさ過ぎたので、皆さん、お困りのことやと思いますので、3月31日までに持って来ていただければ旧制度で運用したいと思います。本来はですね、農業委員会にかけて、お話しして決めんといかんところなそうですが、こういう事態ですので、そこはまあ、そ

ういった緩和措置を取っていきたいと思いますので、またそういうことを聞かれたらですえん、それやったら伸ばしちよった方がえいという人がおられましたら委員の皆様にとりあえず3月まではそういう旧法の方法でまだいけるでということをもたご説明いただけたらと思いますし、また委員の皆様の中でもそっちの方がえいという人がございましたらですね、また伸ばしたいと伸ばす延長処置をとりあえず特別にとりたいと思いますのでよろしくお願い致します。

議長 はい、有難うございました。なかなか面倒になってきた。

事務局 面倒にはなります、かなり。ただお金のやり取りの部分はですね、中間管理機構の機構がお金を集めて貸し手の方へまとめてお払いするのでその部分はねえいと思います。みんなあが、バラバラに借りちよったら全部の家へ何軒も行ってお金を払うてこなあいかんとかいうのは無くなって、中間管理機構へ納めたら全部いけるというかたちにはなりますし、そこはようなると思うんですけど、その前の審査会がですね、なかなか何段階も踏まんといかんで、そこがなかなかネックになります。今まで利用権設定は農業委員会でやってましたけど、それが農林課の方になります。ただ農業委員会も当然一緒にやっていかなあいかんことですので農業委員会の方へ来てもらってもまだご案内できませんのでそこは心配はようびませんのでお願いします。

議長代理 何か聞きたいことはございませんか。

委員（5番） あもう、楠目地区の工業団地の件で私先月説明会行ったんですが、あれからどう進行状況というかお聞きしたいです。

事務局 はい、今工業団地のことにつきまして、今農業委員会とそれから商工観光課、市長、副市長も含めてお話をさせていただいております。この前の地区の説明会の時は自分も所要がありまして出れてないんですが、商工観光課長の方から大変厳しいご意見をいただいておりますということは聞いております。事務局とかですね、やっぱり賛成に至らないという形でそのままごりおししてもですね、もう元々あそこは優良な農地でございますのでそのまま押し切ってやるとかいうのは当然不可能でございます。当然周りの農業者の方への配慮も必要でございますので、慎重には進めていかんといかんですが、まだ今年やってるのが出来るか出来んか、それから地元の詳細の部分もあるんですけど、その以前にその予備調査が元ですので、今回そういう調査をしておるということをご説明にあがって、まだ具体的にいついつどうのこうのっていうところまではまだ十分どころまでは決めれてないという状況です。当然検討しますけれども地域の反対を押し切ってやるとかいうことは絶対に不可能ですので、そこは必ず農業者の意見を踏まえたいうえで進めていきたいと思います。僕らはどっちかというとなんか本当は農地を守る側の方におらんといかん立場ですので、そういったもんでまた考えておりますのでよろしくお願いします。

委員（5番） 予岳地区の方から、予岳地区で説明会をつていうことですが、もうした。

事務局 予岳の部落長からも別の時に会いまして、おらんく地元やけどおらんくでやらんのかつて言われまして、そりゃあいかんねえと、次は予岳は予岳でやりたいというふうには商工観光課でも申しておりました。第一地元なのでそれは来れん人もおるんで当然やらんといかんと思います。そこはちょっと抜かっている部分もありました。ごめんなさい。

委員（5番） はい。

議長代理	外に何かございませんか。はい、どうぞ。
委員(17番)	あのう昨年からやりゆう地域計画ですよ、その中で県単の基盤整備、説明があったと思うんですけど、今年ちょっと南国の方で県と会って五反の基盤整備で、県の者と話したら今年からはよね、説明では認定農業者で農家が3人以上おったら、やりますという話やったが、認定農業者じゃなくて新規就農者、または新規就農者を雇うという、いうたら会社というか法人になったとこじゃないとできませんと言われて、この間農林課へ行ってそれを聞いてみて今回農業委員会があるき、それで説明してくれんろうかって言うたけど、農林課からは何にも言うてこんですか。
事務局	農林課からは、直接ちょっと課長とはその話をこの方へはきてないですね。また帰って川島課長の方へ聞いてみます。次の会の時にまたそれを聞いてお答えするようにします。
委員(17番)	去年の暮れからよね、各部落の部落長とかよね、話をしてよ、やりたいという部落もあるきよね、説明しちゃったけどよ、新規就農者おらん部落、ほはおらんと思うがよ。はしご掛けちゃったのに、いながら外されたみたいになるやんか。はよ、またそれやったら説明せなあいかんきよ、できるだけ早う返事をもらいたいと思いうんですけど。
事務局	川島課長にもけしからんとちよつと言うちよきます。約束したことをちゃんと説明しちょらんとは何事なあとということは言うちよきますのですいませんが。
委員(17番)	この前会があつて課長にもその事を言うちゃって、説明すると言うてから何にも言うてこん。
事務局	僕はいつも説明しゆうですよ。 はい、必ず伝えますので、すいませんが。
議長代理	外にはどうですか。特に無いようですかね。
推進委員 (10番)	すいません。
議長	はい。
推進委員 (10番)	地域計画が終了したと、ありましたわね。この間香北でやったがもあれで終わりですか。
事務局	地区懇談会の方は終わりです。一応ですね、3月31日までに公表しなさいと、公表をまず出来んことにおいてはいろんな補助メニューとかそういうものに影響がしてきますので一旦はこれでご了解を頂いたということで公表させていただきたいと思います。当然ここは違うぞということはあると思います。その部分につきましては順次その修正を加えていくというのが地域計画でございますので、例えば農業委員会で言うたら目標地図についてここは違うぞとか、というようなところがございましたらご意見はいただきたいと思います。
推進委員 (10番)	ここは違うぞというよりは、この間行つたときは年齢が、この地域は年齢で色分けてますとそれだけで話が主な話、ほんならこれでどうなるがでよと話になったけど、年齢別にしてあるわけで地域は年寄りがよけですね、あれで

すねっていう話は中心な話やけど、私の地域は橋川野ですので、この計画したって、私の地域はまあ言うたら水が無いのでほんで集積っていうのは無理やと。そういうがも話をして、意見がありますかって言うても言う人は3人ばあしかおらんがよ、うちらあの部落で、はいはいはいちょっと言うて、そうじゃのうて全員が来ちゅう地域にみんなあに何かないかということ聞かなあよ。意見ありませんかって言う人も言わんき、まあいうたら地区の人に割り振って何かありませんか、小川地区さん、西川地区さん、言うて意見を聞くようにせなあいかんじゃないろうかと思うて。ただ年齢が色分けしてますっていう話が主じゃったのでね、地域計画ってこんなもんじやろうかと思うて、ほらあと2回目の地域計画でしたけど、それで説明終わりって言うて。

事務局

意見の部分につきまして最初にアンケート調査をお送りしまして、その中へ意見を書き込んでもらう欄も設けて話を聞いております。いろいろ収集が個人個人でいうたら俺はいきたりんというところはございます。あると思います。あると思いますが、一旦どうしても計画に載せんと先に進みませんので、3月31日までには載せると、今回農業委員会は目標地図の方が農業委員会の仕事なのでまず基本的なスタートとしてはですね、土佐山田、香北、物部と地区の性質はそれぞれ違うと思いますけど、現在この議案書なんかも見ましても農業以外の用途に変更したいとかいうようなものもたくさんございますので、意向の取れてないもの、それからアンケートを出してもご返事がなかった部分については特に今の部分は変更せずにですね、本人が決めれんということにつきましては無理に誘導したりとかは、そういうことはまったくしておりません。例えばもっと農業をやりたいとかいうようなことになれば地域計画の中へ、計画地域の中へ入れることも十分可能ですので、それをやっていただくと、最初から俺はやるつもりはなかったのにつていうことで規制をかけてしまいますとまた農業振興地域の除外と含めて地域計画の除外とか手続きが増えてきますので、そこは一定考慮した地図の作成をうちはやっております。

推進委員
(10番)
議長

わかりました。

いいですかね。他にはございませんか。

———質疑なし———

特に無いようですので、今日は原君の代わりということで不慣れな議長をやらさせていただきました。皆様のご協力をいただきまして無事に終了することができました。有難うございました。それでは少し休憩時間を取りましてこの後農地利用最適化推進委員との意見交換に入りたいと思います。また全員揃いました始めたいと思います。よろしくお願いします。

閉会(14時14分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

小松和啓



署

名

人

岡田修一



署

名

人

泉石 大輔

